

スター保険会社(スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー)について

History

1919

創業者のコーネリアス・ヴァン
ダー・スターが上海でAmerican
Asiatic Underwriters
(AAU) を設立



1927

AAUが歴史的なネオルネッサン
ス 様 式 の North China Daily
Newsビルに本社を開設



1968

バミューダで開催されたAAUの
取締役会にてコーネリアス・ヴァ
ンダー・スターが引退を表明、
モーリス・グリーンバーグを後継
者に指名

2012

スター保険会社日本支店
営業開始

2018

ニューヨーク Yankees との
公式提携の記念に刺繍ネーム
入りのユニフォームを受領



2019

創業100周年



2022

スター保険会社日本支店
営業開始10周年
関西支店、九州支店を開設



スター・インシュアランス・カンパニーズの評価、格付

収入保険料*

約1兆2,480億円

2022年12月末現在

総資産*

約4兆300億円

2022年12月末現在

A.M. Best社による評価

“A”(EXCELLENT)

2022年12月末現在



スター・インデムニティ・アンド・ライ
アビリティ・カンパニーは
A.M. Best社による財務力格付け
(FSR)「A」、財務規模カテゴリー
XV、及び発行者信用格付け(ICR)
「a」と評価されています。

*1US\$ = 130円 *スター・インシュアランス・カンパニーズ全体の数字です。

概要

【会社名】	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー (スター保険会社) Starr Indemnity & Liability Company		
【沿革】	米国テキサス州に本店登記しニューヨークに本拠を構える、スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーの日本支店として、 2012年3月30日に外国損害保険業免許を取得し、同年6月18日より引受業務を開始いたしました。		
【所在地】	<p>■東京本社 〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8-1 千代田ファーストビル東館4階</p>	<p>■関西支店 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-12-17 JRE梅田スクウェアビル1階</p>	<p>■九州支店 〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル3階</p>

連絡先窓口一覧

1. 保険に関するご相談・苦情

お客様相談室までご連絡ください。

お客様相談室*

フリー
ダイヤル **0120-377-440**

(受付時間: 9:00~17:15 土・日・祝祭日・年末年始を除く)

2. 事故のご報告・保険金のご請求

下記の事故受付センターまでご連絡ください。

(注) 事故以外の各種お問合せはお客様相談室
へお願いします。

事故受付センター*

フリー
ダイヤル **0120-661-797**

(受付時間: 24時間 365日)

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律
に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人
保険オンブズマンに解決の申し立てを行うこと
ができます。詳細はホームページをご覧ください。
ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp>

保険オンブズマン

03-5425-7963(受付時間: 午前9:00~12:00、13:00~17:00
土日・祝祭日・年末年始を除く)

*提携会社である日本アイラック株式会社に一部の業務を委託しています。

●このパンフレットは「業務災害包括補償保険」の概要を説明したものです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店
または弊社までお問い合わせください。

●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約された
ものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更等の際のご通知の受領などの代理業務も行って
います。

●ご契約後、1か月を経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社にご照会ください。

<引受保険会社>

STARR
INSURANCE

スター保険会社
スター・インデムニティ・アンド・
ライアビリティ・カンパニー

〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8番1号
千代田ファーストビル東館4階
TEL:03-6478-6363 (代) FAX:03-6478-6390

<取扱代理店>

STARR
INSURANCE

労災リスクから
従業員と事業主をお守りします。

業務災害 包括補償保険

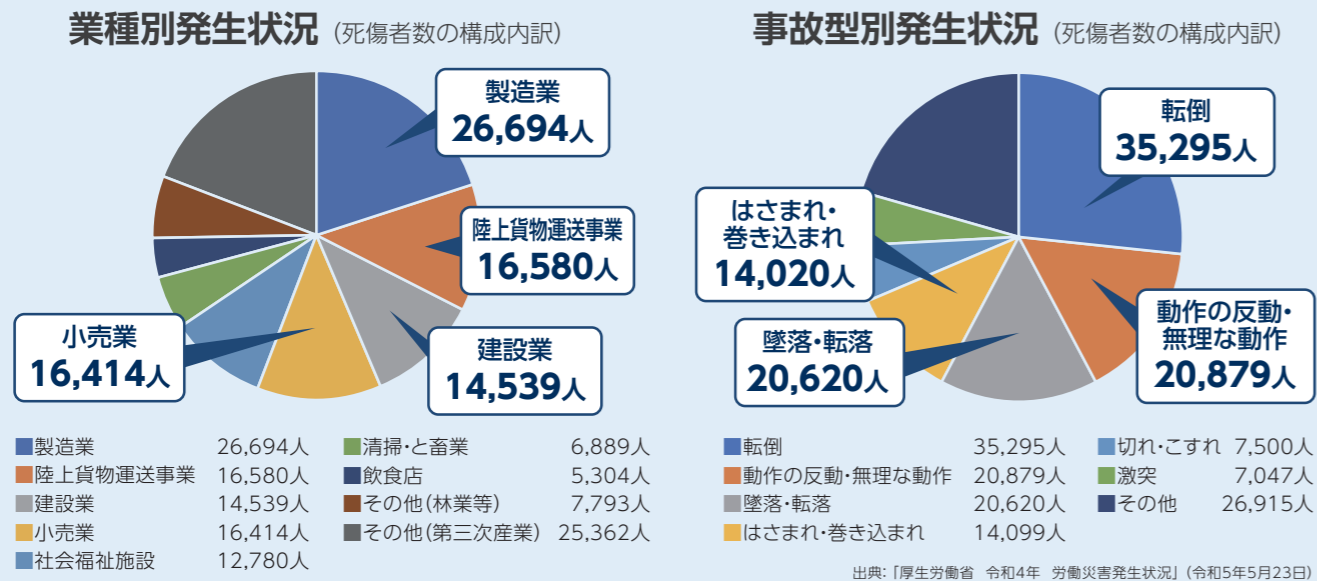
「スター保険の業災プラン」のご案内



最新データでわかる「労働災害」4つのポイント

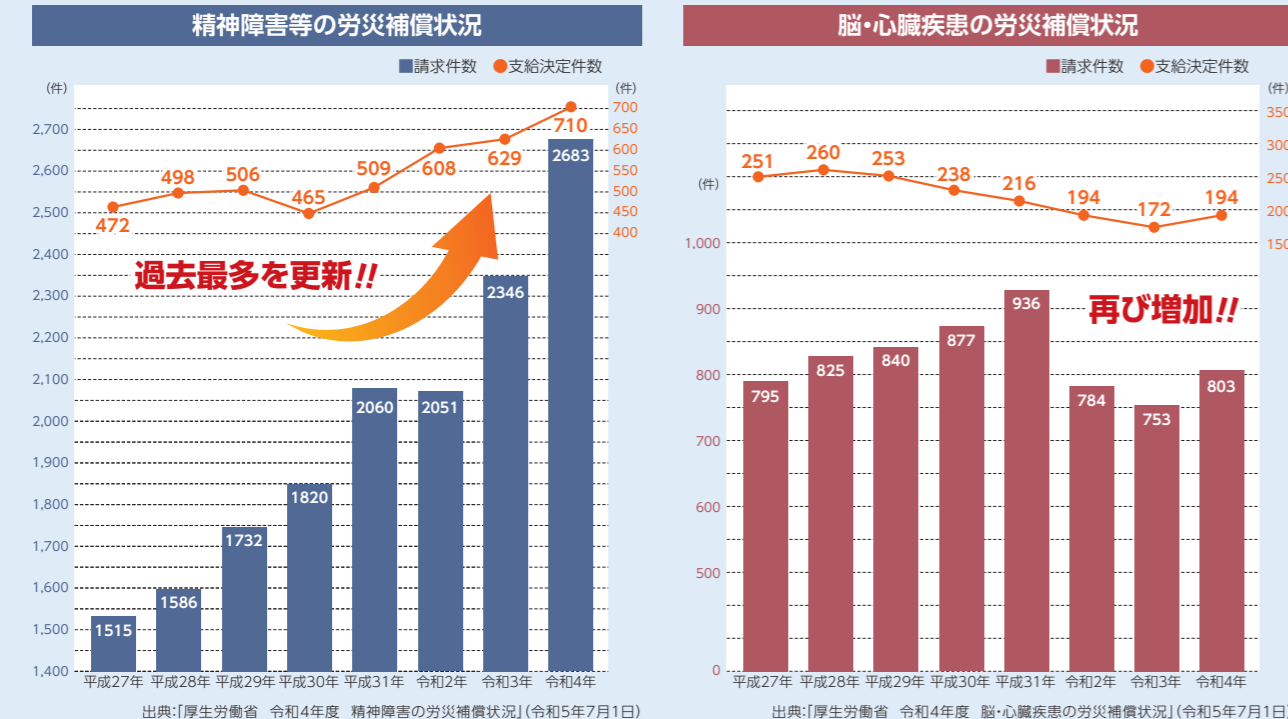
1 身近に潜む「労災」!

「労災」は様々な業種で発生しています。年間 **132,355人**
 4日以上休業および死亡、後遺障害の件数は下の図の通りです。



2 「うつ病」も労災に!

労災には、「過労による精神障害」や「労災認定された脳・心疾患」も含まれます。
 うつ病などの「過労による精神障害」の労災請求件数は年々増加しています。



3 知っておきたい「労災」補償のしくみ

政府労災保険は労働者が仕事や通勤時に発生した事故等による死亡、障害、負傷、疾病に対して給付を行います。
 ところが**企業や従業員が負担する(必要とする)費用の一部は、政府労災保険ではカバーされません。**

○ 政府労災保険から給付されるもの		✗ 政府労災保険では給付されないもの
死亡	負傷・疾病	✗ 休業(補償)給付の不足分 [休業3日目までの補償・給付基礎日額の20%相当額]
遺族(補償)給付	療養(補償)給付	✗ 被災者本人や遺族への見舞金
葬祭料(葬祭給付)	障害(補償)給付	✗ 被災者本人や遺族への精神的ダメージ(慰謝料)
	休業(補償)給付	
	傷病(補償)年金	
	介護(補償)給付	

4 高額化していく賠償責任額!

従来は転倒、はさまれなどの事故による事例が中心でしたが、近年では**精神疾患、脳・心疾患に関わる労災認定が業種を問わず発生しており、賠償額も高額化の傾向**にあります。

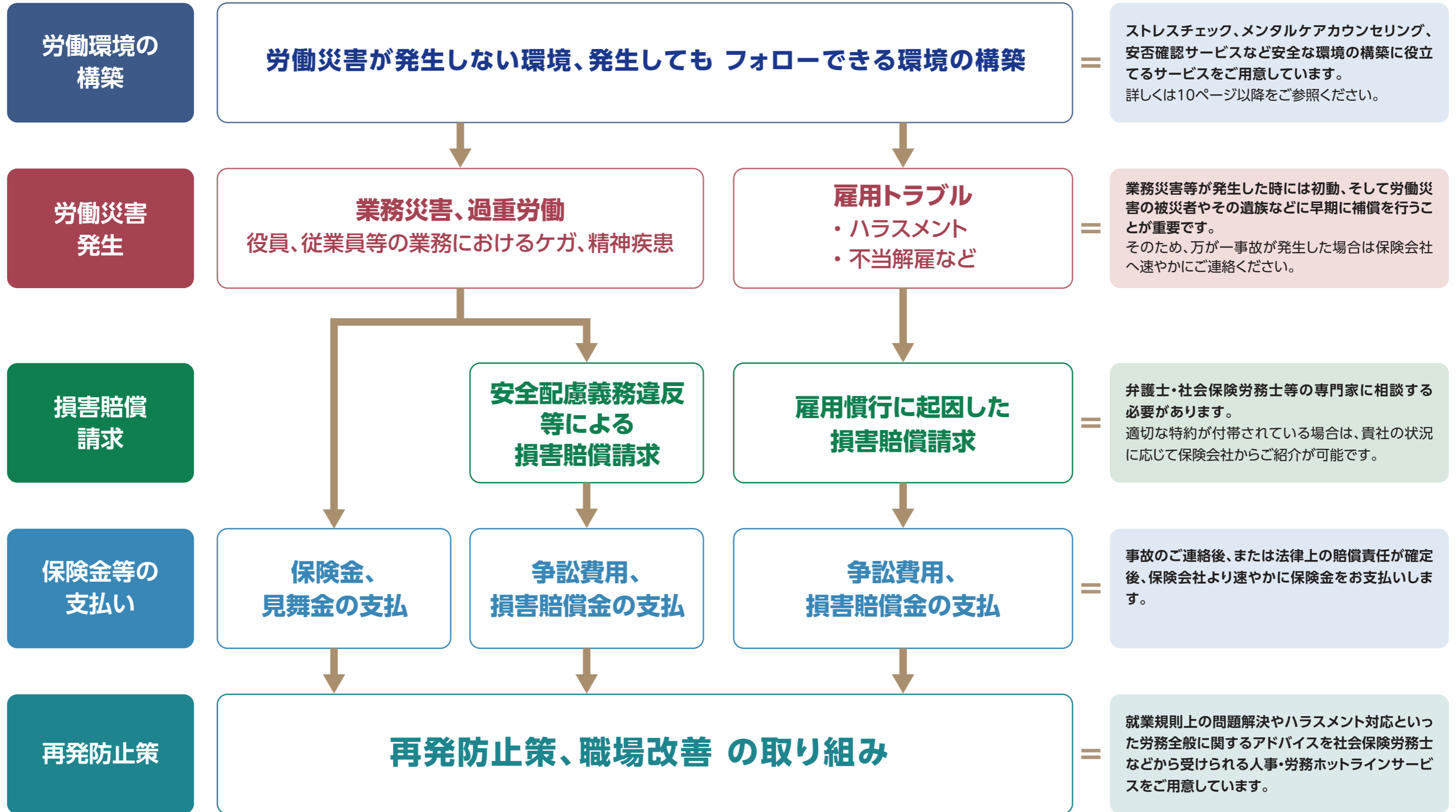
労働災害関係高額判決事例

製造業 異動先での長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる 1億9,000万円	飲食業 店長が長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる 1億8,700万円
病院 研修医が過労により急性心筋梗塞を発症し死亡 1億3,500万円	広告業 過剰な長時間労働によりうつ病を発症し自殺 1億2,600万円
金融業 システム更新作業に伴う長時間労働によりうつ病を発症し自殺 1億2,900万円	食料品製造業 慢性的な疲労状態による精神的負担によりうつ病を発症し自殺 1億1,100万円

(スター保険会社調査による)

万が一、被災した従業員または遺族から安全配慮義務違反などの責任を企業が問われた場合は、示談・和解のために**高額な賠償金**を負担せざるを得ない可能性もあります。
 ときに、それは**企業の存続を脅かす事態**にもなりかねません。




事業活動と労働災害の全体像


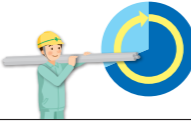


「スター保険の業災プラン」は、労働環境の構築、労災事故、事業者様の賠償責任や、再発防止策まで包括的にカバーする保険です。

従業員の労災事故から事業者の賠償責任まで、包括的に補償する保険です。

業務に従事中のケガなどに関する補償	概要
<input type="checkbox"/> 死亡補償保険金 	ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険金額の全額をお支払いします。 定額払
<input type="checkbox"/> 後遺障害補償保険金 	ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に障害の程度に応じてお支払いします。 定額払
<input type="checkbox"/> 入院補償保険金 	ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払いします。 定額払
<input type="checkbox"/> 通院補償保険金 	ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内に通院した場合にお支払いします。 定額払
<input type="checkbox"/> 休業補償保険金 	ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合にお支払いします。 定額払
<input type="checkbox"/> 医療費用補償保険金 	ケガなどを被った日からその日を含めて365日以内に入院等で負担した費用に対して保険金をお支払いします。 ※1日あたり3万円までの差額ベッド代も補償します。 実額払
<input type="checkbox"/> 手術補償保険金 	ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内にその治療を直接の目的として手術を受けた場合にお支払いします。 定額払
<input type="checkbox"/> 遺族・復職支援金 	補償対象者が保険期間中に死亡または高度障害状態になり、貴社が福祉厚生規程に基づいて支援金を支払う場合に保険金をお支払いします。 定額払

事業者の費用等に関する補償	概要
<input type="checkbox"/> 使用者賠償責任賠償保険金 	補償対象者が業務に従事中にケガなどを被り被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者がその補償対象者またはその遺族に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。 実額払
<input type="checkbox"/> 費用保険金	被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用をお支払いします。 実額払
<input type="checkbox"/> (事業主相談費用等補償特約保険金) *使用者賠償責任特約付帯時、自動付帯されます。	補償対象者である従業員等の方々が業務に従事中に被ったケガなどについて、弁護士への相談により生じた事業主相談費用等に対して保険金をお支払いします。 実額払
<input type="checkbox"/> 雇用慣行賠償責任補償特約保険金 	ハラスメントや不当解雇等の不当な行為に起因して保険期間中に被保険者に対して日本国内で損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。 実額払
<input type="checkbox"/> ヒューマン・リソース特約保険金 	死亡補償保険金をお支払いする場合に、保険金額の全額をお支払いします。香典代、代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。 定額払

補償内容を拡大する特約	概要
<input type="checkbox"/> 地震・噴火・津波危険補償特約 	地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因でケガなどをした場合も保険金をお支払いします。 *ヒューマン・リソース特約保険金、使用者賠償責任の賠償保険金および費用保険金も対象です。 _____
<input type="checkbox"/> フルタイム補償特約 	日常生活中や休暇中など、業務外でケガをした場合も保険金をお支払いします。 _____
<input type="checkbox"/> 事業主・役員フルタイム補償特約	フルタイム補償特約の補償対象者を、事業主・役員に限定した特約です。 _____
<input type="checkbox"/> (後遺障害追加補償保険金) *ヒューマン・リソース特約付帯時、自動付帯されます。	後遺障害補償保険金をお支払いする場合に追加でお支払いします。 定額払

実額払 ……保険金額を限度にご負担した費用等をお支払いします。






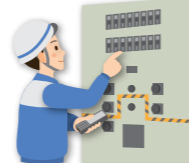
定額払 ……保険金額の全額または特約にて定められた額をお支払いします。

特長
1

貴社で働くすべての方を補償します。

事業主・役員、従業員、パート・アルバイトの他にも、建設業・運輸業の下請負人、製造業の構内下請作業員や派遣社員の方々も補償することができます。補償の対象となる方の概要は次の表のとおりです。詳細は重要事項説明書(当パンフレット26ページ)をご確認ください。

補償対象者の範囲

補償対象者 番号 001	<p>事業主・役員 従業員、パート・アルバイト(※)</p> <p>※ご契約者の業務に従事され、ご契約者より賃金の支払いを受ける方をいいます。 正社員、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; text-align: center;"> <div style="width: 30%;"> <p>事業主・役員</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>従業員</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>パート・アルバイト</p>  </div> </div>
補償対象者 番号 002	<p>ご契約者の下請負人</p> <p>・建設業および運輸業における下請負人をいいます。</p> <p>下請負人の被用者(使用人)</p> <p>・ご契約者の業務に従事され、下請負人より賃金の支払いを受ける方をいいます。</p>
補償対象者 番号 003	<p>上記以外でご契約者の管理下にある方全員</p> <p>「管理下にある方」とは、以下の方をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ご契約者が業務のため所有もしくは使用されている事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接の契約(請負・委託など)に基づき、ご契約者の業務に従事される方 ②「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき、ご契約者に対して派遣された派遣労働者の方 (例) 製造業における構内下請負人、建築現場における警備業務に従事される方、ご契約者に対して派遣された派遣労働者の方 ③ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; text-align: center;"> <div style="width: 30%;"> <p>請負・委託</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>派遣労働者</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>ビルメンテナンス委託</p>  </div> </div>

特長
2

政府労災の認定を待たずに 保険金をお支払いします。

※脳・心疾患、精神障害による死亡や後遺障害、休業補償については、政府労災の認定が必要となります。

特長
3

熱射病、日射病はもちろん 細菌性食中毒やウィルス性食中毒も補償します。

特長
4

労災事故により負担することになった 法律上の損害賠償責任を補償します。

※使用者賠償責任特約を付帯した場合に対象となります。

特長
5

ハラスメント・不当解雇による事業者・役員・ 使用人の法律上の賠償責任を補償します。

※雇用慣行賠償責任補償特約を付帯した場合に対象となります。

特長
6

日本国内だけでなく、日本国外において行う事業に派遣され、 日本国外で身体障害を被った場合も補償されます。

※雇用慣行賠償責任補償特約は日本国内に限定されます。
また使用者賠償責任特約の一部の補償対象者は日本国内に限定されます。

特長
7

お客様のご要望に合わせた補償の選択が可能です。

建設業のお客様には経営事項審査の加点評価基準を満たす補償内容のご提案ができます。

付帯サービスのご案内

BCP 事業継続・安全管理体制の強化のためのサービス

オクレンジャー (自動配信機能付き安否確認サービス)

委託先: 株式会社パスカル



災害時の安否確認や緊急連絡など以下の機能をパソコン・携帯電話(スマートフォン)で簡単スピーディーに行えるクラウドサービスです。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

企業の重要な課題であるBCP(事業継続計画)では、大規模災害に見舞われた時、従業員やその家族の『安否』を迅速に把握する体制を整えることが最も重要な事前準備のひとつとして位置づけられます。災害時には、通話規制などの影響によって繋がりにくってしまう電話や、自発的な登録が前提となる災害伝言板等の手段では、多くの従業員の安否情報を短時間で収集することは非常に困難となります。スター保険の業災プランでは、すべてのご契約者様がオクレンジャー(自動配信機能付き安否確認サービス)をご利用いただけます。

本サービスの特徴

災害時に強いアプリ

大規模災害時はキャリアのメール遅延障害が発生することがあります。オクレンジャーは、メール遅延障害の影響を受けずにメッセージ受信できるアプリを提供しています。緊急を要するメッセージの場合は緊急用の着信音を鳴らすことができます。※マナーモード優先



災害に強いインフラ

日本国内で大規模な災害が発生した場合でも、安定的にサービスを提供するため、サーバーを国内外(海外2カ所、国内1カ所)のデータセンターに設置しています。システムの冗長化を図っており、安心してご利用いただけます。



万全なセキュリティ体制

開発元である株式会社パスカルは「情報セキュリティ ISO27001」を承認取得しており、情報漏えい等のリスクに十分に配慮した運用を行っています。運営管理は一切の外部委託をしておりませんので、お客様情報が当社外に出ることはありません。

情報セキュリティ
ISO27001
認証取得

個人情報の収集・管理不要

従業員本人がアプリまたはメールアドレスの登録を行うため、管理者が個人情報を収集・管理する必要はありません。また、従業員が登録した個人情報は管理者は閲覧できません。個人情報に関するトラブルを心配することなく安心してご利用いただけます。

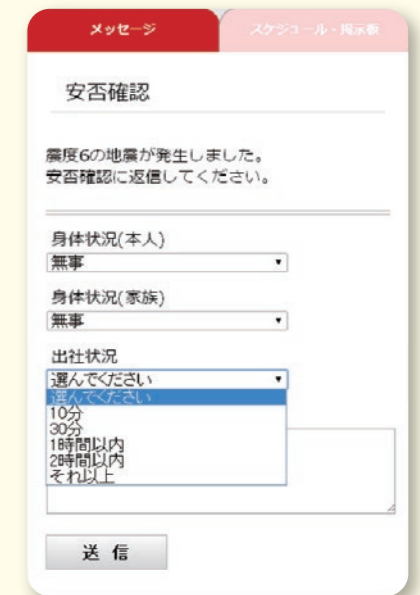


機能① 地震自動配信機能

あらかじめ設定をした震度条件や配信先条件と合致した地震が発生した場合、従業員に対して安否確認メッセージを自動で配信する機能です。従業員はアプリまたはメールで安否確認メッセージを受信し、地震情報の取得や安否情報の回答が行えます。

その他の特長やメリット

- 気象庁から発表される地震情報をもとにメッセージの自動配信を行います。
- 電話回線が混雑している場合でもメッセージが届き回答が行えます。
- 管理担当者は管理専用画面の自動集計機能により、スピーディーに回答結果を確認できるため、緊急時にも安心して従業員の状況を把握できます。



機能② 津波自動配信機能

対象とする発表情報や配信先条件と合致した津波が発生した場合、従業員に対して安否確認メッセージを自動で配信する機能です。従業員はアプリまたはメールで安否確認メッセージを受信し、津波情報の取得や安否情報の回答が行えます。

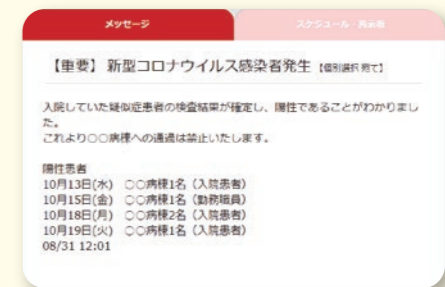
- ※対象となる発表情報とは以下のものをいいます。
大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報(若干の海面変動)
- ※配信先条件として、特定の地域のみを対象としたり、警報が解除されたタイミングで安否確認を行うといった設定が可能です。

機能③ 手動配信機能

気象災害の発生時など自由にメッセージを作成して配信することができる機能です。

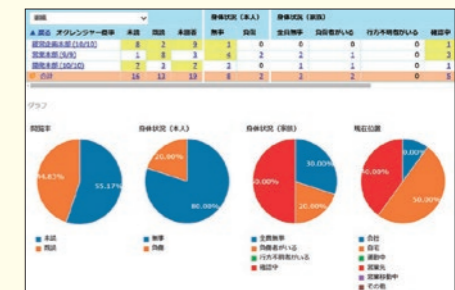
安否情報の確認の他に、日時を指定して配信する予約機能や、アンケート機能、テンプレート機能など、日常と緊急の両面で活用できる機能が備わっています。

例えば医療機関で感染症陽性者の発生速報としてのご利用が可能です。



機能④ 自動集計機能

従業員などのユーザーの回答結果に基づき、回答人数や回答別人数などが自動集計され、表と円グラフを表示する機能です。



企業サポート

人事・労務及び法務ご担当者さま向けサービス

固定費ゼロの弁護士サービス

※申込制の有料サービスです。(無料特典があります。)

提携先: ベリーベスト法律事務所



あらゆる業種・分野の法務サービスが受けられます。

【企業法務】

- 労務問題
- M&A
- 組織再編
- 商取引
- 契約法務
- 起業支援・上場支援
- コーポレートガバナンス
- コンプライアンス
- ITビジネス法務
- 知的財産
- 削除請求
- 風評被害
- 国際法務・税務業務
- 中国法務
- 税務訴訟
- 事業承継・相続対策
- 訴訟・紛争解決
- 不動産・建築トラブル訴訟問題
- 法人破産
- 民事再生・債権回収
- 危機管理・リスクマネジメント

【その他サービス】 ● 各種認可申請対応 ● 内部通報に関する相談

サービス内容

対面・オンライン・電話での相談が可能です。
正確な対応を期するために対面・オンラインをおすすめします。

法律相談はタイムチャージ制(有料)です。

ご希望のご契約者様は、月額 3,480円～で顧問契約が可能です。
顧問料は複数のプランからご選択頂けます。

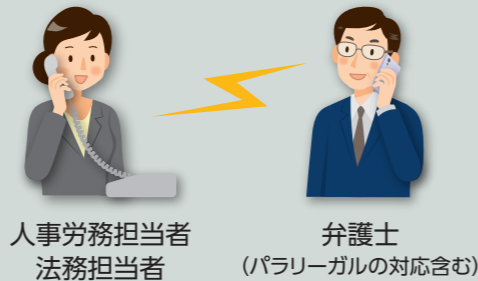
英語・中国語に対応可能です。

2つの特典があります。
無料特典: 初回相談料 60分(申込時の1回のみ・通常は30分まで無料)
優待特典: 顧問契約の場合、月額3,480円の優待プランがございます。

たとえば

(ご相談内容例)

- ・従業員の労務管理に不安がある。
- ・契約書チェックに不安がある。
- ・売上代金が回収できない。
- ・取引先が倒産するかもしれない。
- ・海外との取引が新たに始まる、または懸念がある。
- ・顧問弁護士を利用したいがコスト負担が心配。



⚠️【注意事項】 内容、ご事情によっては、相談をお受けできないこともございます。

企業サポート

人事・労務ご担当者さま向けサービス

無料de顧問(労務相談と労務関係情報提供サービス)

※申込制の有料サービスです。(無料特典があります。)

提携先: 日本社会保険労務士法人



労務に関する様々な問題について
相談することができるサービスです。



サービス内容

以下のような目的に活用頂いています。

社会保険・雇用保険などの
手続きのご相談

労務関連の情報収集
のため

セカンドオピニオン
として

など

労務相談にタイムチャージ制(10分につき1,100円(税込))で対応する顧問契約です。
(定額の顧問料はいただきません。)

電話・オンライン・メールで相談対応可能です。(原則として対面では行いません。)

3つの無料特典があります。

- ① 労務動画の無料視聴ができます。
- ② 労務関係情報を無料提供します。

③ スター保険会社
業務災害包括補償保険
ご契約者様のみの特典

最初の20分の
労務相談は無料です。

※当社の業務災害包括補償保険の保険証券に記載されている保険期間中のご利用につき通算して20分となります。
また10分未満は切り上げとなります。

たとえば

(ご相談内容例)

- ・労働時間について(変形労働/フレックス制度/裁量労働制など)
- ・ハラスメントについて
- ・休職/復職/傷病/メンタル疾患/育児介護について
- ・残業時間と残業代について
- ・就業規則/協定書について
- ・外国人雇用について



福利厚生

事業主・役員・従業員の皆さま向けサービス

24時間電話健康相談サービス

委託先: ティーペック株式会社



**24時間年中無休で、
経験豊かなスタッフが日々の健康に安心をお届けします。**

医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、24時間・年中無休体制で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関するご相談にきめ細かくアドバイスをいたします。
また、専門病院やリハビリ病院をはじめ、人間ドック・PET検診施設など医療機関情報もご提供します。

事業主・役員・従業員とご家族の方全員がご利用いただけます。

コンタクトセンター(4拠点・250ブース)

上野・新宿・名古屋・大阪計4拠点にコンタクトセンターを配置し、BCP(事業継続計画)対策のもと、震災・災害時への準備を行っております。

- 上野/174ブース ●新宿/19ブース
- 名古屋/22ブース ●大阪/35ブース

470名のスタッフ(2022年4月現在)

- 医師/88名
- 相談スタッフ/220名
ヘルスカウンセラー(保健師・助産師・看護師・ケアマネージャーなど)、心理カウンセラー
- オペレーター/162名

たとえば

- ・医師が処方した内服薬の副作用について相談したい。
- ・夜中に子供が高熱を出したので対処の相談をしたい。
- ・休日・夜間に診察できる病院を教えてください。
- ・さっきハチに刺されたが赤ん坊に授乳しても大丈夫か。
- ・点鼻薬を間違えて目にさしてしまったが大丈夫か。
- ・ドライアイスを触ってしまって指が痛い。
- ・ダニに刺された。ダニは死んでいるようだがくっついて取れない。どうしたらいいか。
- ・親が認知症かもしれないが本人が認めず受診してくれない。どのように説得したらいいだろうか。
- ・砂糖と間違えて乾燥剤をコーヒーに入れて飲んでしまったが大丈夫か。



など

福利厚生

事業主・役員・従業員の皆さま向けサービス

メンタルケアカウンセリングサービス

委託先: ティーペック株式会社



**こころの専門家が、
電話や面談でカウンセリングをご提供します。**

お電話でのカウンセリング、または、日本各地のカウンセリングルームにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供いたします。守秘義務にのっとりプライバシー保護を厳守した受付体制をとっていますので、安心してお電話ください。必要に応じて、専門の医療機関をご案内します。
お一人様年間3回まで無料カウンセリングが受けられます。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

電話カウンセリング

- 電話/9:00~22:00・年中無休
専用ダイヤル対応(1回あたり約20分が目安となります)

継続カウンセリング(対面、電話、オンライン)* 要予約

- 電話/予約受付: 月~金 9:00~21:00、土曜 9:00~16:00
(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

* 初回利用時に利用方法をいずれか1つ選択していただけます。(利用途中での変更は原則不可)

たとえば

- ・人前に出るのが怖い。
- ・夜中や早朝に目がさめてしまう。
- ・ゆううつで気分が優れない。
- ・理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
- ・部下について言い過ぎてしまう。どう伝えたら部下と良好な関係が築けるか。
- ・子供が学校に行きたがらない。どう接したらいいか。
- ・疲れているのに不安を抱えていて眠れない。どうしたらいいか。

など



付帯サービスのご案内

福利厚生

事業主・役員・従業員の皆さま向けサービス

セカンドオピニオンアレンジサービス

委託先: ティーペック株式会社



ご相談内容に応じて、専門医を手配します。

より良い医療を選択するために、主治医以外の医師(総合相談医^(注1))に現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法について、面談(オンラインも可)や電話で意見を聞くことができます。

また、総合相談医の判断により、より高度な専門性を求められる場合は、優秀専門臨床医^(注2)をご紹介します。(電話によるセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません)

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

(注1)主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、別の専門医への紹介状を発行することがあります。

※紹介状の発行はティーペック社のサービス外になります。また、専門医の紹介の場合には紹介状発行に費用がかかる場合があります。

(注2)ティーペック社が運営する「ドクターオプドクターズネットワーク評議員会」において選考された専門性を有する専門医です。総合相談医からの紹介状発行先となる現役の専門医です。

※優秀専門臨床医の診療はティーペック社のサービス外となります。

たとえば

- ・先進医療が必要らしい。どうしたらいいの?
- ・他に治療方法はないのか主治医以外の、その専門分野の医師に相談したい。
- ・自分の症状に合った専門医にかかりたい。
- ・手術することになったが、他に選択肢はないの?
- ・自宅でゆっくり、専門医の意見を聞きたい。



企業サポート

人事・労務ご担当者さま向けサービス



人事・労務ホットラインサービス

委託先: ティーペック株式会社

社会保険労務士、心理カウンセラー等が、ハラスメント対応・従業員の問題行動など労務全般に関する対応・メンタルヘルス不調者への対応など、企業の人事担当者からのご相談に電話にてアドバイスをいたします。



ストレスチェックサービス

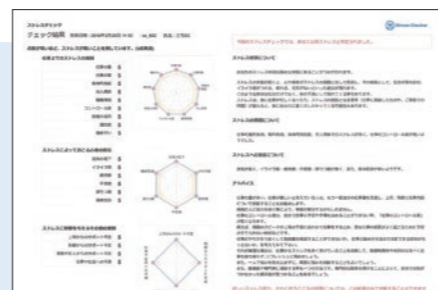
委託先: 株式会社HRデータラボ

労働安全衛生法に対応したストレスチェックをWebサイトを通じて提供するサービスです。(従業員50名未満の企業も利用可能です)

たとえば

様々な角度から分析できる ストレスチェック

パソコン、タブレット、スマートフォンで従業員の方がストレスチェックを実施し、その結果をご本人がその場で確認できます。また企業のご担当者さまは集団分析の結果を部署・男女別に確認することができますので、さまざまな角度から組織の中のストレス状態を分析することができます。



労働安全衛生法改正に対応

※従業員50名未満の企業もご利用できます

福利厚生・
企業サポート

事業主・役員・従業員の皆さま向けサービス
人事・労務ご担当者さま向けサービス

がん治療と仕事の両立支援サービス

委託先: ティーペック株式会社



治療と仕事の両立を続けるうえでの 不安を和らげるサービスです。

がんに罹患された方が、がんの治療をしながら安心して働くために、診断から治療・復職の様々なステージに応じて、医師・保健師・看護師・心理カウンセラー・社会保険労務士等の経験豊富な専門職がチームとなりサポートします。

事業主・役員・従業員、および人事・労務ご担当者にご利用いただけます。

サービス内容

利用者(がんに罹患したご本人)に対する 電話および面談によるサービス

- がん治療、仕事の両立に関するアドバイス
- 各種社会資源の利用、申請方法に関する案内
- 不安やストレスに関するカウンセリングや支援の提供



従業員



対応スタッフ

医師、看護師、社会保険労務士 など

がんに罹患した従業員を抱える事業主の 人事労務部門スタッフに対する電話によるサービス

- 従業員の病気や治療について、職場で配慮すべき点や安全配慮義務(労働契約法)に関するアドバイス
- 利用できる支援制度および支援機関の案内
- 就労継続のための環境整備や制度づくりのアドバイス



人事労務担当者



対応スタッフ

社会保険労務士 など

たとえば

- ・がんと診断されたが職場で病名は公表しない方がいい?
- ・がんによる休職期間の目安を教えてください。
- ・育児と治療や看病を両立するための支援制度はある?



【共通】付帯サービスのご注意

各サービスは、今後予告なく変更または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

業務に従事中のケガなどに関する補償

補償対象者である従業員等の方々が業務に従事中(通常経路による通勤途上を含みます。)に被ったケガなどについて、貴社に保険金をお支払いします。

業務災害補償特約

死亡補償保険金

ケガなど(注1)を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険金額の全額をお支払いします。

※同一の原因から発生したケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合は、いずれか高い金額を限度とします。

後遺障害補償保険金

ケガなど(注1)を被った日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に障害の程度に応じて、[後遺障害補償保険金額×保険金支払割合※]をお支払いします。

※19ページに記載している後遺障害補償保険金の障害等級及び保険金支払割合の表をご確認ください。

入院補償保険金

ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内に入院(注2)した場合に[入院補償保険金日額×入院日数]をお支払いします。

※同一の原因によるケガなどについて180日を限度とします。

通院補償保険金

ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内に通院(注3)した場合に[通院補償保険金日額×通院日数]をお支払いします。

※同一の原因によるケガなどについて90日を限度とします。

手術補償保険金支払特約

手術補償保険金

ケガなどを被った日からその日を含めて180日以内にその治療を直接の目的として手術を受けた場合に、次の算式によって算出した額をお支払いします。

- ①入院中に受けた手術の場合
入院補償保険金日額 × 10
- ②①以外の手術の場合
入院補償保険金日額 × 5

※同一の原因によるケガなどにつき2以上の手術を受けた場合は、そのうち高い倍率とします。

医療費用補償特約

医療費用補償保険金

ケガなどを被った日からその日を含めて365日以内に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。

- 公的医療保険制度における一部負担金など
- 入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費
- 医師の指示により行った治療に関わる費用または薬剤、治療材料、医療器具の購入費用等
- 差額ベッド代(入院1日につき30,000円限度)

※同一の原因によるケガなどについて、ご契約時に定めた保険金額を限度とします。

休業補償保険金支払特約

休業補償保険金

ケガなど(注1)を被った日(注4)からその日を含めて180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に[休業補償保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。

※同一の原因によるケガなどについて、就業不能となった日から起算してご契約時に定めた日数を限度とします。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次に該当する事由によって被ったケガなど
故意または重大な過失、戦争・武力行使・革命・内乱等、地震・噴火・津波(注5)、放射線照射または放射能汚染 など
- (2) 次に該当するケガなど
風土病、職業性疾病、自殺行為、犯罪行為・闘争行為、無資格運転(注6)、酒気帯び運転等、妊娠・出産・早産・流産、むちうち症・腰痛などの医学的他覚所見のないもの など

(注1) 脳血管疾患または虚血性心疾患等ならびに精神障害を原因として労災保険法等による給付が決定された場合を含みます。
 (注2) 医師による治療が必要な場合に、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
 (注3) 医師による治療が必要な場合に、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。)をいいます。また、通院しない場合においても、骨折等により部位を固定するために医師の指示に従いギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することに著しい支障が生じたときも通院とみなします。
 (注4) (注1)に該当する原因により就業不能となり労災保険法等による給付が決定された場合、労災保険法等によって特定された発症の日をいいます。
 (注5) 地震・噴火・津波危険補償特約(25ページ)付帯時はお支払いします。
 (注6) 運転する地における法令による資格および走行以外の操作資格がないことをいいます。

用語

【補償対象者】
 保険証券に記載の補償対象者をいいます。各補償対象者の範囲については8ページの特長1-『補償対象者の範囲』をご確認ください。

【業務に従事中】
 補償対象者が被保険者の職務等に従事している間、補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間および被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路・方法により往復する間をいいます。

【ケガなど】
 ①傷害 ②業務に起因して生じた症状 ③脳血管疾患・虚血性心疾患など ④精神障害
 ※③および④は死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および休業補償保険金の場合に限ります。

後遺障害補償保険金の障害等級及び保険金支払割合

障害等級	保険金支払割合	障害等級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

後遺障害補償保険金の第1級(保険金支払割合100%)と死亡補償保険金は同額となります。各等級の障害の詳細内容は業務災害包括補償特約約款の別表2にてご確認ください。

遺族・復職支援金等費用補償特約

遺族・復職支援金等費用保険金

補償対象者(注1)が保険期間中に死亡または**高度障害**状態になり、貴社が福利厚生規程に基づいて支援金を支払う場合に保険金をお支払いします。

※同一の原因による死亡および**高度障害**状態を支払事由とする支援金に対して、重複して支払うことはせず、死亡に対する支援金のみ支払います。

【遺族・復職支援金等費用保険金の支払対象となる『高度障害』】

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) そしゃくまたは言語の機能を廃したものの
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したものの
- (7) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したものの
- (9) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (10) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※上肢および下肢の障害の規定中の「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

⚠️ 保険金をお支払いできない主な場合

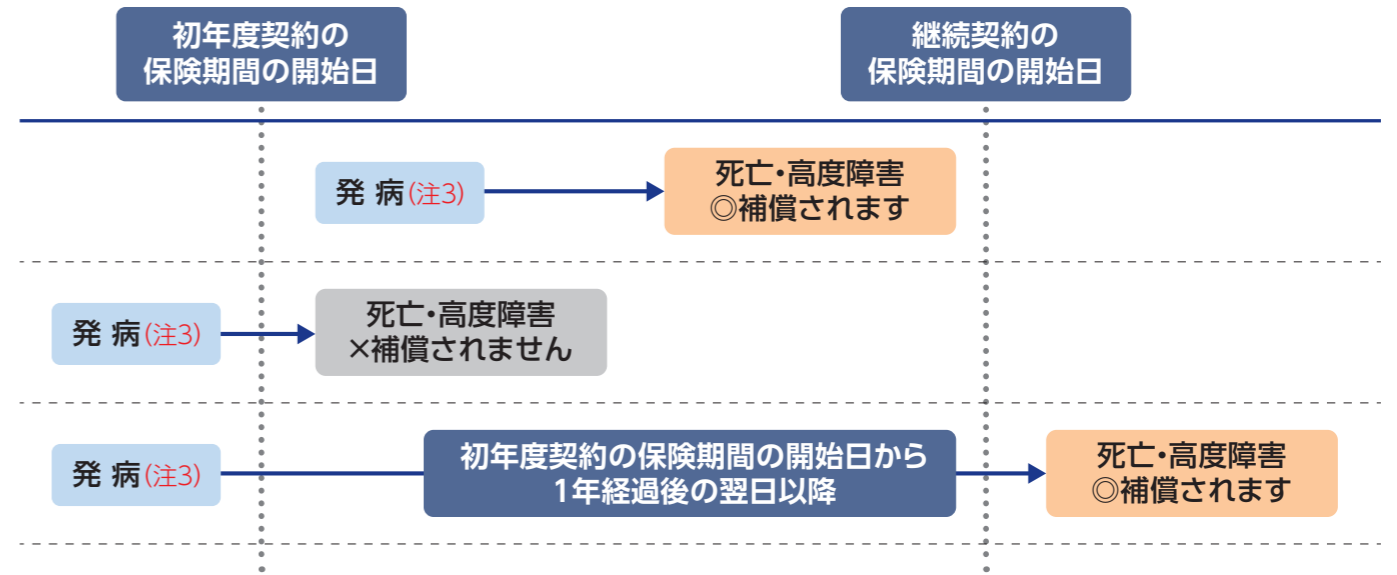
- (1) 次に該当する事由によって死亡または高度障害状態になった場合に被保険者が負担する支援金
故意または重大な過失、戦争・武力行使・革命・内乱等、放射線照射または放射能汚染 など
- (2) 次に該当する補償対象者本人の死亡または高度障害状態について被保険者が負担する支援金
自殺行為、犯罪行為・闘争行為、無資格運転(注2)、酒気帯び運転等 など

【遺族・復職支援金等費用保険金に関する保険期間と支払責任の関係】

死亡または高度障害状態が発生した時が保険期間中である場合に保険金をお支払いします。

*その原因となる発病(注3)が初年度契約の保険期間の開始日より前の場合は除きます。

ただし、初年度契約の保険期間の開始日から1年経過後の翌日以降に死亡・高度障害となった場合は保険金をお支払いします。



(注1) 補償対象者番号001 (8ページの特長1-『補償対象者の範囲』参照)における従業員等の方々かつ保険期間開始日において65歳未満の方のうち、ご契約時に定めた範囲の方々をいいます。

(注2) 運転する地における法令による資格および走行以外の操作資格がないことをいいます。

(注3) 死亡または高度障害となる事由の原因が生じたときをいいます。



事業者の費用等に関する補償

使用者賠償責任特約

補償対象者である従業員等の方々が業務に従事中に被ったケガなどについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。

賠償保険金

補償対象者が業務に従事中にケガなどを被り被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者がその補償対象者またはその遺族に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。

費用保険金

被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用をお支払いします。

- **争訟費用**
被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用および示談交渉に要した費用(注1)
- **求償権保全等費用**
災害の拡大の防止または軽減のために被保険者が支出した費用のうち、必要または有益であった費用、および権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用のうち、必要または有益であった費用
- **協力費用**
被保険者が弊社に協力するために要した費用
弊社は、これらの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金を支払います。

事業主相談費用等補償特約 ※使用者賠償責任特約付帯時、自動でセットされます。

事業主相談費用等補償特約保険金

補償対象者である従業員等の方々が業務に従事中に被ったケガなどについて、弁護士への相談により生じた事業主相談費用等に対して保険金をお支払いします。

- **事業主相談費用等**
補償対象者のケガなどの発生を受けて、被保険者が負担する可能性のある責任について被保険者が行う法的な相談およびこれに伴い生じた交渉等に要する費用として、あらかじめ弊社の同意を得て弁護士に対して支出した費用(注2)をいいます。ただし、顧問料(注3)を除きます。
なお、使用者賠償責任補償特約により支払われるべき費用については、保険金をお支払いしません。

用語 使用者賠償責任特約、事業主相談費用等補償特約 共通

【補償対象者】
保険証券に記載の補償対象者をいいます。

【被保険者】
記名被保険者とその役員等および従業員、建設業・運輸業における記名被保険者の下請負人等とその役員等となります。

! 保険金をお支払いできない主な場合

使用者賠償責任特約、事業主相談費用等補償特約 共通

- (1) 次に該当する事由によって生じたケガなど
故意、地震・噴火・津波(注4)、戦争・武力行使・革命・内乱等、放射線照射または放射能汚染

使用者賠償責任特約

- (2) 次に該当するケガなど
風土病、職業性疾病
- (3) 次に該当する、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害
特別な約定により加重された損害賠償金または費用保険金、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被ったケガによるもの(被保険者が個人の場合) など

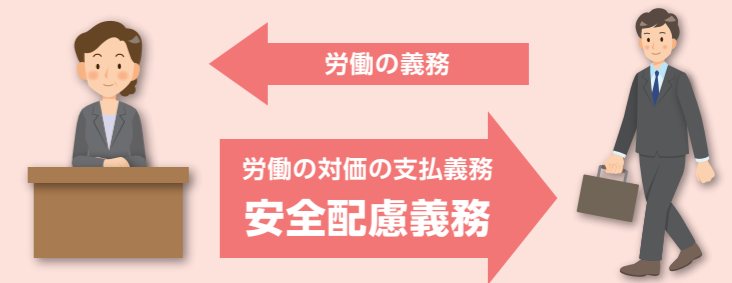
- (注1) 弁護士への報酬を含み、被保険者の役員または従業員の報酬、給与または賞与を除きます。また、いずれの場合も、その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。
(注2) 相談費用、着手金、報奨金等を含みます。
(注3) 弁護士が契約によって継続的に行う一定のサービスの対価をいいます。
(注4) 地震・噴火・津波危険補償特約(25ページ)付帯時はお支払いします。

【使用者賠償責任特約の「法律上の損害賠償責任」】

従業員等が業務中にケガなどを負い裁判等で使用者(企業)の安全配慮義務違反と判断された場合、使用者(企業)は法律上の賠償責任を負い、損害賠償金や争訟費用を負担します。

安全配慮義務とは?

「災害を起こす可能性」すなわち「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策(災害発生の結果の予防)を講ずることがその内容として使用者の義務とされています。この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じます。



具体的に何をすればいいの?

労働環境を改善したり、健康管理を実施するなどの対策を講じ従業員等が業務中のケガなどを負わないよう環境を構築しましょう。

労働環境対策

- ・労働時間の管理
- ・ハラスメント対策
- など



健康管理対策

- ・健康診断
- ・メンタルヘルス
- など



スター保険会社では安全配慮義務の取組みを支援する様々な付帯サービスをご用意しております。ぜひご活用ください。

詳しくはパンフレットの10~17ページをご覧ください。

補償内容の詳細 — 事業者の費用等に関する補償、補償内容を拡大する特約

雇用慣行賠償責任補償特約

雇用慣行賠償責任補償特約保険金

ハラスメントや不当解雇等の不当な行為に起因して保険期間中に被保険者に対して日本国内で損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払います。



【被保険者】

記名被保険者とその役員等および従業員となります。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ①被保険者の故意
- ②法令または雇用契約等の契約に違反することを認識しながら行った被保険者の行為に起因する場合
- ③被保険者によって行われた犯罪行為に起因する場合

など

ヒューマン・リソース特約

ヒューマン・リソース特約保険金

死亡補償保険金をお支払いする場合に、保険金額の全額をお支払いします。香典代、代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

業務災害補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同様です。

補償内容を拡大する特約

地震・噴火・津波危険補償特約

業務に従事中のケガなどに関する補償(18~19ページ)、使用者賠償責任特約(22ページ)およびヒューマン・リソース特約(24ページ)における補償対象者について、地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因でケガなどをした場合も保険金をお支払いします。



フルタイム補償特約

業務に従事中のケガなどに関する補償(18~19ページ)およびヒューマン・リソース特約(24ページ)における補償対象者(注)について、日常生活中や休暇中など、業務外でケガをした場合も保険金をお支払いします。

(注)当特約における補償対象者は、事業主・役員、従業員、常勤(※)のパートタイム・アルバイトをいいます。

※ケガなどを被ったときから、その直前6か月における週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ、週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当することをいいます。

事業主・役員フルタイム補償特約

フルタイム補償特約の補償対象者を、事業主・役員に限定した特約です。

後遺障害追加補償特約

※ヒューマン・リソース特約付帯時、自動でセットされます。

業務災害補償特約の後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、[ヒューマン・リソース特約保険金額×保険金支払割合※]を追加でお支払いします。

※下記の「後遺障害補償保険金の障害等級及び保険金支払割合」をご確認ください。



後遺障害補償保険金の障害等級及び保険金支払割合

障害等級	保険金支払割合	障害等級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

後遺障害追加補償特約の後遺障害補償保険金の第1級(保険金支払割合100%)とヒューマン・リソース特約保険金は同額となります。各等級の障害の詳細内容は業務災害包括補償特約約款の別表2にてご確認ください。

業務災害包括補償保険 重要事項説明書

この説明書には、ご契約に際して特にご確認いただきたい大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。

なお、この説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「保険約款」をご参照ください。また、ご契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この説明書の内容をご契約者から被保険者にご説明ください。
 ※ご契約の際には、申込書に記載された内容がお客様の意向に沿ったものであることをご確認ください。
 ※申込書への署名または捺印は、この重要事項説明書の受領印と、弊社の個人情報の取扱いについての同意印を兼ねています。

弊社は、反社会的勢力（注）ならびに弊社（弊社の親会社等を含みます。）に適用される通商または経済制裁についての法規制（米国財務省外国資産管理室（OFAC）の制裁措置を含みます。）による制裁対象者を保険契約者または被保険者とする保険契約を締結しません。ご契約にあたっては、反社会的勢力あるいは制裁対象者に該当しないことを確認させていただきます。
 （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業等を言います。

この説明書のそれぞれの項目に表示されるマークについて

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者に不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項です。

I ご契約前にご確認いただきたいこと

1. 商品の仕組み **契約概要**

(1) 商品の仕組み

「業務災害包括補償保険」は、ご契約者を被保険者（保険証券記載の被保険者、ただしこの保険契約に付帯された特約で被保険者として規定された者がある場合はその規定された者）とし、補償の対象となるご契約者の従業員の方などが被った業務災害に対するご契約者の災害補償責任を総合的に補償する保険です。基本的な保険金は補償の対象となる方またはそのご遺族の補償に充てるため、被保険者であるご契約者にお支払いとなりますが、ご契約者がお受け取りになる保険金は、一部の補償を除きその全額を補償の対象となる従業員などの方またはそのご遺族に支払わなければならないません。

●基本となる補償およびセットすることができる主な特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本となる補償 （従業員のケガの補償）	+	セットすることができる主な特約 （任意セット特約）
業務災害補償特約 （死亡、後遺障害、入院、通院）		休業補償保険金支払特約 医療費用補償特約 手術補償保険金支払特約 遺族・復職支援金等費用補償特約 使用者賠償責任特約 雇用慣行賠償責任補償特約
		ヒューマン・リソース特約 地震・噴火・津波危険補償特約 フルタイム補償特約 事業主・役員フルタイム補償特約 ホールインワン・アルバイトロス補償特約

(2) 補償の対象となる方

補償の対象となる方（以下、補償対象者）は、次のとおり申込書および保険証券に記載されています。また、申込書および保険証券には、補償対象者番号ごとにお申し込みいただいた内容に応じた保険金額が記載されていますのでご確認ください。

補償対象者番号	補償対象者	補償対象者の範囲
001	事業主・役員、従業員、パート・アルバイト	ご契約者の業務に従事され、ご契約者より賃金の支払いを受ける方をいいます。正社員、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。
002	ご契約者の下請負人、下請負人の被用者（使用人）	下請負人とは建設業および運輸業における下請負人をいい、被用者（使用人）とはご契約者の業務に従事され、下請負人より賃金の支払いを受ける方をいいます。
003	上記以外で ご契約者の管理下にある方全員	「管理下にある方」とは、以下の方をいいます。 ①ご契約者が業務のため所有もしくは使用されている事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接の契約（請負・委託など）に基づき、ご契約者の業務に従事される方 ②「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき、ご契約者に対して派遣された派遣労働者の方 (例) 製造業における構内下請負人、建築現場における警備業務に従事される方、ご契約者に対して派遣された派遣労働者の方 ③ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方

2. 補償の内容 **契約概要** **注意喚起情報**

(1) 保険金をお支払いする主な場合

補償対象者が被保険者（ご契約者）の業務に従事中（通常経路による通勤途中を含みます。）に被った身体の障害について保険金をお支払いします。
このパンフレットでは、18～25ページに記載しています。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかによって補償対象者が被った身体の障害については、保険金を支払いません。
- ご契約者（保険契約者）もしくは被保険者（保険の対象となる方）（ご契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ④以外の放射線照射または放射能汚染

このパンフレットでは、19～25ページに記載しています。

(3) セットできる特約およびその概要 **契約概要** **注意喚起情報**

このパンフレットでは、18～25ページに記載しています。

3. 保険期間 **契約概要** **注意喚起情報**

「業務災害包括補償保険」の保険期間（保険のご契約期間）は、原則1年間です。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。なお、満期日（保険期間の終了日）の管理とご継続の手続きは、原則としてご契約者ご自身で行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

4. 責任開始日 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険責任は保険期間（保険のご契約期間）の初日午後4時（申込書、保険証券またはセットされる特約の約款にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約など所定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた身体の障害などに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

5. 引受条件（保険金額など） **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険金額等の設定については、次の点にご確認ください。詳しくは取扱代理店・弊社社員までお問い合わせください。
- 保険金額等は契約者の災害補償規定等に定める金額を基準として適正な金額となるように設定してください。
 - 各特約のセットの可否および保険金額等の設定には、それぞれ他の特約もしくは補償対象者との関係で一定の制限が定められています。
 - 既に他の同種の保険契約および傷害保険契約を契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。

6. 契約形態について **契約概要**

この保険では、補償対象者の氏名を申込書・明細書に記載するのではなく、保険契約締結時に補償対象者の範囲を定めることによりご契約いただくことができます。具体的には次のとおりです。

契約形態	補償対象者の範囲
一般契約（売上高方式）	企業等に属する方全員（事業主、役員、従業員等）および建設業・運輸業における下請負人等さらに記名被保険者の直接の管理下にある方全員を補償対象者とする契約方式です。
業種・事業部等の限定契約	特定の業種・事業部・事務所等の業務に従事する方のみを補償対象者とする契約方式です。

リスクマネジメント

補償・特約一覧

商品の特長

付帯サービス

補償の詳細
（ケガ）

補償の詳細
（費用）

補償の詳細
（その他）

重要事項説明書

7. 保険料決定の仕組みと払込方法

(1) 保険料 **契約概要**

- 保険料は保険契約時にご申告いただく次の数値等により算出します。
- ①保険料の算出基礎数値(直近の会計年度の売上高・請負金額・外注費等)
 - ②事業種類
 - ③事業種類ごとの保険料の算出基礎数値(複数の事業を行っている場合)
 - ④本社所在地

ご申告いただいた事業内容、売上高および本社所在地により求められる保険料が実際の事業内容、売上高および本社所在地により求められる保険料に不足するとき、支払いする保険金を保険料の不足する割合により削減させていただくことがあります。

(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。分割払の場合には、分割回数により割増された保険料となります。

保険料の払込方法は、口座振替、銀行振込がありますので、お客さまのご希望にあった払込方法・払込手段をお選び下さい(注)。

なお、保険料領収証は原則として発行していませんが、必要なお客様は弊社までお申し出ください。

(注) 銀行振込の場合は弊社への着金日が保険料の領収日となりますが、払込みの控えは保険証券がお手元に届くまで大切に保管ください。

(3) 保険料の払込猶予期間など **注意喚起情報**

分割払の場合、第2回目以降の分割保険料は、毎月の保険料払込期日(注)までに払い込みください。保険料払込期日の属する月の翌月末日までに分割保険料の払込みがない場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた身体の障害などに対しては、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除させていただく場合もありますのでご注意ください。

(注) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

8. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご契約締結時にご注意いただきたいこと

1. 告知義務 **注意喚起情報**

(1) ご契約者には、お申込みの際に、危険に関する重要な事項のうち、弊社が申込書の「告知事項」欄に記載いただくよう求めた事項(告知事項)に対し、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。主な告知事項は次のとおりですが、詳細は申込書にてご確認ください。

- ①保険料算出基礎(売上高(建設・運輸業の外注費、建設・運輸業の売上明細を含みます)など)
- ②主たる事業名(複数の場合は売上高の10%以上を占める事業名の全て)
- ③同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます)がある場合にはその内容および使用者賠償責任に係る賠償金の支払の有無
- ④本社所在地

(2) 弊社では、主に「告知事項」欄にご回答いただいた内容に基づいて、ご契約のお引き受けが可能かを判断させていただいております。他のご契約者との公平性を保つため、ご回答いただいた内容によっては、新規・継続にかかわらず保険金額(保険のご契約金額)やセットする特約を変更させていただく場合や、ご契約をお断りする場合があります。また、故意または重大な過失によって、事実を告げられなかったり事実と異なることを告げられた場合には、「告知義務違反」として保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

(3) 弊社の保険募集人(代理店、営業社員)は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。

2. 補償の重複に関するご注意 **注意喚起情報**

この保険契約と補償内容が同様の他の保険契約等(弊社以外の保険契約を含みます)に既にご加入されている場合、補償が重複することがあります。その場合、対象となる事故について、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容や保険金額をご確認いただき、契約内容をご確認ください。

3. クーリングオフ(契約申込みの撤回または契約の解除) **注意喚起情報**

「業務災害包括補償保険」はクーリングオフの対象外です。

III ご契約締結後にご注意いただきたいこと

1. 通知義務 **注意喚起情報**

ご契約後、次のような変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ①法定外補償規定を新設または変更した場合
- ②分離・分社化、合併、法人成りなどで保険料算出基礎(売上高(建設外注費・建設売上明細を含みます)など)に変更が生じた場合
- ③事業名に変更が生じた場合
- ④本社所在地

①から④の変更によってお引き受けする危険が増加(①～④の変更により、この保険契約で定められた保険料が不足する状態になることをいいます。)した場合、故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけなかった場合、またはご契約者が弊社の請求した追加保険料の払込みを相当の期間怠った場合は、弊社はご契約者に通知しご契約を解除させていただく場合があります。この場合に、解除が事故の生じた後になされたときであっても、危険増加が生じた時から解除がなされた時まで生じた事故に対しては、弊社は、保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしていた場合は、その保険金を返還させていただくことがありますので、ご注意ください。

2. この保険契約を解約される場合 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社に速やかにご連絡ください。解約の条件により、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただく場合があります。

※解約時の保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。

※すでに払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を請求させていただきます。

※保険料についての追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

IV その他ご注意いただきたいこと

1. 保険契約の無効、取消、重大事由解除

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的で、または第三者に保険金を不法に取得させる目的で締結した保険契約は無効です。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、弊社はこの保険契約を取り消すことができます。
- (3) 次のいずれかに該当する事由がある場合には、弊社は契約を解除することがあります。
 - ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
 - ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③被保険者が保険金請求について詐欺を行った場合

なお、これらの場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。すでに保険金をお支払いしていた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。②の場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

2. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

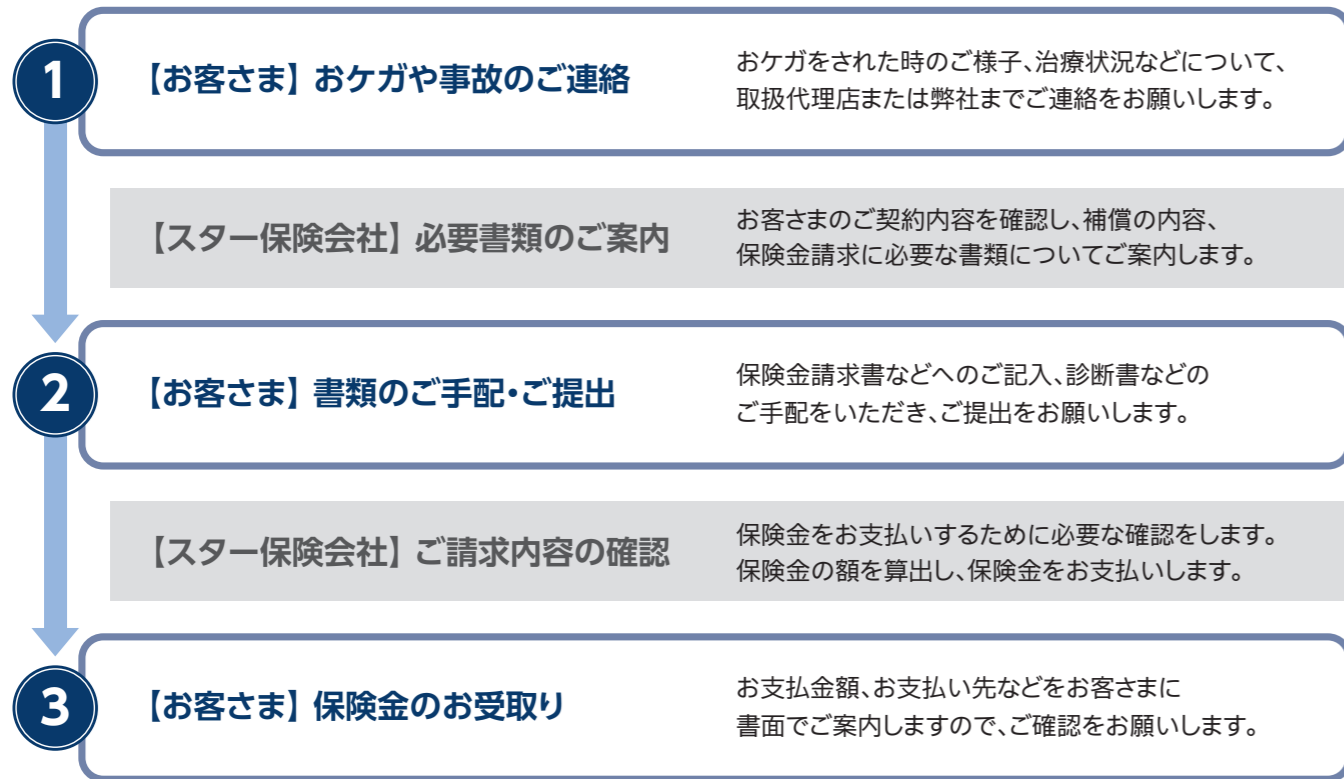
- (1) 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- (2) 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。(保険契約者が個人、小規模法人(以下「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)
- (3) この保険は、上記(2)以外の場合、損害保険契約者保護機構による保護はありません。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報などのセンシティブ情報を含みます。)を、弊社のプライバシーポリシーに基づき取り扱わせていただきます。詳しくは弊社ホームページ(<https://starrcompanies.jp/Privacy-Policy>)をご覧ください。個人情報提供の同意をいただく前に必ずご確認ください。

4. 事故が起きた場合

(1) 保険金お支払いまでの流れ (事故の内容や状況などによっては、異なった流れとなる場合もあります。)



(2) 事故発生時のご注意

- ①事故発生時は、事故が起きた日(注)からその日を含めて30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
 - ②正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、弊社に事故の内容をご通知いただく際に知っている事実を告げられなかった場合または事実と異なることを告げられた場合などには、弊社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。
 - ③従業員などが被保険者(保険の対象となる方)となる特約においては、高度障害状態などの事情により、被保険者が保険金を請求できない場合は、所定の条件を満たす配偶者または親族などの方が被保険者の代理人として保険金の請求を行うことができます。
 - ④賠償責任に対する補償(特約)については、賠償事故が発生した場合の示談につきましても必ず弊社にご相談ください。弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決のための助言、協力を行うことができます。損害賠償金額の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。弊社の承認がないまま、被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、弊社は損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- (注) 補償対象者の被った身体の障害が脳血管疾患もしくは虚血性心疾患などまたは精神障害であるとき、死亡補償保険金、後遺障害保険金または休業補償保険金のご請求の場合には、労災保険法などによって給付が決定された日となります。

(3) 保険金の請求手続き

保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。お支払いする保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なりますので、事故のご連絡をいただいた後に詳しくご案内します。また、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

各保険金共通	保険金の請求書、事故報告書、就業に関する報告書、医療情報・個人情報に関わる調査の同意書、(必要に応じて) 印鑑証明書、保険証券
事故の発生状況や、保険金お支払いの対象となる事故かを確認する書類	事故の種類や発生場所ごとに、公の機関(やむを得ない場合は第三者)の発行する証明書(交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、名簿/主催者発行の証明書など)、免許証などの資格証明書 など
死亡を確認する書類	死亡診断書、除籍謄本/戸籍謄本 など
後遺障害の程度を確認する書類	後遺障害診断書、検査資料(画像・病理などの臨床検査記録) など
入院・手術・通院の状況を確認する書類	診断書、治療費用領収書または診療報酬明細書 など

労災保険法などの給付決定が保険金の支払要件である場合の確認書類	労災保険法などの給付請求書(写し)、労災保険法などの支給決定通知書または不支給決定通知書(写し)
法定相続人を確認する書類	法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
保険金の代理請求を確認する書類	代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など)

(4) 保険金お支払いの時期

保険金のご請求に必要な書類が揃った日(請求完了日)からその日を含めて30日以内に、身体の障害の程度や保険金のお支払い対象となる事故か否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、下記①~⑤の照会、調査が必要な場合は、請求完了日からその日を含めて下記に定める日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがありますので、その場合は別途ご案内します。

①	事故の原因や状況、身体の障害の程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための警察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
②	事故の原因や状況、身体の障害の程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための医療、検査機関などの専門機関による診断、鑑定結果の照会	90日
③	後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、専門機関による認定審査の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された地域において、事故の原因や状況、身体の障害の程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための調査	60日
⑤	日本国外での事故など、日本国内で必要な確認がとれない場合の日本国外における調査	180日

なお、被保険者(保険の対象となる方)、ご契約者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由なく調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅延した場合は、それにより遅延した期間は上記の日数には算入されません。

(5) 他に同様の補償内容を提供する保険契約がある場合のお支払い方法

ケガの治療費用など、被保険者が実際に支払った費用などを補償する特約等については、同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます。)がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする前に他の保険契約より保険金が支払われるときは、その金額を損害・費用の額から差し引いて保険金をお支払いします。同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます。)と重複して補償を受けることはできませんのでご注意ください。万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けられた場合は、弊社がお支払いした保険金の全額または一部を返還していただくことがあります。詳細は「保険約款」にてご確認ください。

(6) 保険金ご請求の期限(時効)

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。事故がおきた場合には「4. 事故が起きた場合(2) 事故発生時のご注意」に記載のとおり、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡をお願いします。また、契約の満期、終了の場合は、保険金の請求漏れがないかご確認ください。

(7) 被害者(事故の相手方)の先取特権(保険法施行日以降に発生した事故について適用されます。)

賠償責任に対する補償(特約)については、被害者(事故の相手方)に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。

5. その他 注意喚起情報

(1) 取扱代理店

弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

(3) 保険証券

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている保険約款などをご確認のうえ、大切に保管してください。万一、内容が異なっている場合は取扱代理店または弊社までご連絡ください。